

建設(解体)工事を行う皆様へ

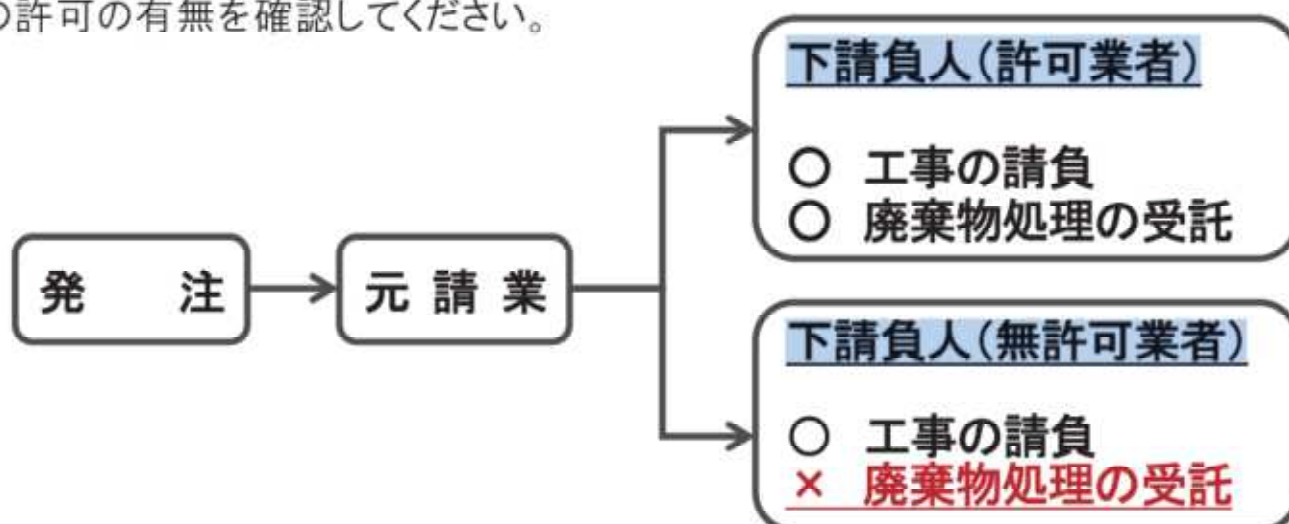
建設系廃棄物の処理(収集・運搬、処分)、保管を 下請負人が行うことは違法です！

元請業者は、建設系廃棄物を自ら処理するか、
又は許可業者に処理を委託しなければなりません！

委託する場合は、必ず産業廃棄物処理業の許可業者に委託してください。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、建設(解体)工事に伴い発生する廃棄物(「建設系廃棄物」)の処理責任は、発注者から直接工事を請負う元請業者にあります。

元請業者は建設系廃棄物の処理を下請負人に委託する場合、産業廃棄物処理業の許可の有無を確認してください。



下請負人が、不法投棄や違法焼却などの不適正な
処理を行うと、元請業者も責任を問われます！

不法投棄や違法焼却は犯罪行為です。

産業廃棄物処理業の許可を受けた下請負人に建設系廃棄物の処理を委託し、たとえ、適正に契約が結ばれていたとしても、不適正な処理が行われると、元請業者も責任を問われることがあります。

元請業者は、排出事業者として、建設系廃棄物が適正に最終処分されるまで処理状況を確認してください。

建設系廃棄物を下請負人の置き場に保管してはいけません！

元請業者が、排出事業場外の自社の置き場等に保管する場合、事前の届出が必要です。

届出が必要な面積は下表のとおりです（※建設系廃棄物の場合）

	保管場所の面積
法による届出（県内全域）	300㎡以上
神奈川県条例 ^{※1} 又は相模原市条例 ^{※2} による届出（横浜市又は川崎市を除く）	100㎡以上300㎡未満

※1神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例

※2相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例

排出事業場外で保管を行う場合は、各地域県政総合センター及び各政令市産業廃棄物所管課に届出てください。

横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除く神奈川県内で建設系廃棄物を保管する場合の届出の手引きは、次のURLのホームページに掲載しています。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/cnt/f533529/index.html>

上記4市で建設系廃棄物を保管する場合は各市問合せ先よりご確認ください。

問合せ先

廃棄物の排出場所や保管場所の所在地等により、相談先が異なります。

建設工事に伴う産業廃棄物の処理に関して、詳細の確認や不明な点があれば、まずはご自身の事業所が所在する次の連絡先までお問い合わせください。

神奈川県 <http://www.pref.kanagawa.jp/div/0504/>

環境農政局環境部資源循環推進課適正処理グループ 電話045-210-4154
指導グループ 電話045-210-4159

横浜市 <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/sangyo/sanpai.html>
資源循環局事業系対策部産業廃棄物対策課排出指導係 電話 045-671-2513

川崎市 <http://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000013603.html>

環境局生活環境部廃棄物指導課計画推進係 電話044-200-2581

相模原市 <http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/recycle/index.html>

環境経済局資源循環部廃棄物指導課適正指導班 電話042-769-8358

横須賀市 <https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/sangyou/jigyougomi/index.html>

資源循環部廃棄物対策課事業系廃棄物指導係 電話046-822-8523

公益社団法人 神奈川県産業資源循環協会 <http://www.p-rck.or.jp> 電話045-681-2989

神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市 横須賀市

公益社団法人 神奈川県産業資源循環協会